

4月から

市の組織・庁舎内の配置が一部変わります

昨年度から2カ年で実施した「組織・機構の改革」が完成します。4月1日から新しい体制での業務がスタートします！

どこが変わるの？

行政管理課

総務課が「行政管理課」に

行政管理課は、秘書・広報担当、職員担当、法制・安全室の1室・2担当が設置されます。新設の「法制・安全室」では、行政防災担当が行っていた事務に加え、地域振興課の地域振興担当が行っていた事務のうち「自治会に関する事務」を行います。また、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会は「行政管理課」の所管に移ります。

市民生活課

地域振興課と地域振興課が統合

地域振興課がなくなり、市民生活課と地域振興課が統合した、新しい「市民生活課」は、市民生活担当、年金・医療担当、各地域コミュニティセンター、環境創造室の1室・2担当・4コミュニティセンターが設置されます。新設の「環境創造室」では、地域振興課が行っていた「交通安全に関する事務」「廃棄物の処理などに関する事務」「エネルギー対策・環境保全に関する事務」などを行います。

新設の「年金・医療担当」では、今まで国民年金担当と国保医療担当が行っていた事務に加え、4月から始まる「後期高齢者医療に関する事務」を行います。

水資源活用課

下水道課と水道課が統合

水資源活用課は、下水道担当、簡易水道担当、水道業務担当、水道工務担当の4担当が設置され、これまで下水道課及び水道課で行ってきた事務を1課で行います。事務所は北別館1階になります。

税務課 収納担当が「収納対策室」に

税務課は、市民税担当、資産税担当、収納対策室の1室・2担当が設置されます。収納対策室は、それまでの収納担当を格上げし室として、効果的な収納と収納率の向上を目指します。

福祉課

福祉事務所に福祉課を設置

福祉課は、地域福祉担当、障害者支援担当、子育て支援担当、宝保育所の1保育所・3担当が設置され、福祉事務所長は市民・厚生部長が兼ねます。

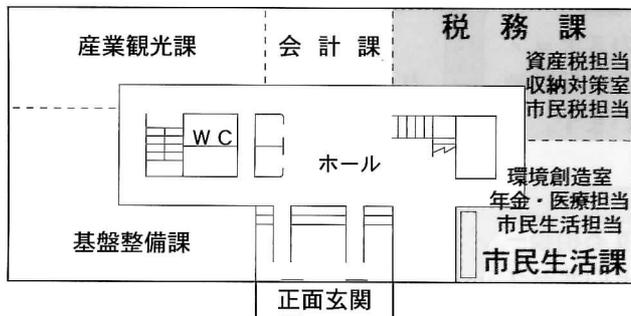
どこに行けばいいの？

変更になる窓口は次のようになります。

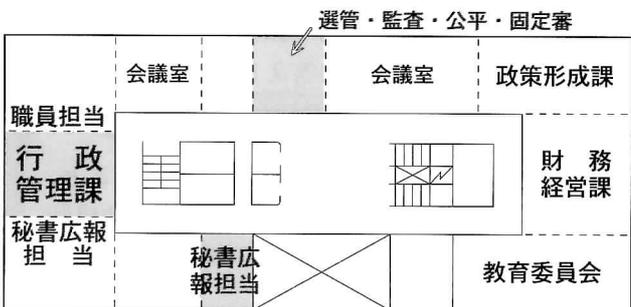
窓口が変わる業務	担当する課と担当名	場所
後期高齢者医療	年金・医療担当	庁舎1階
交通安全に関係する事	市民生活担当	
墓地や火葬場に関係する事	市民生活課	
犬の登録、鑑札、狂犬病予防	環境創造室	庁舎地階
ゴミや環境保全に係る事		
自治会に係る事	行政管理課 法制・安全室	庁舎地階
下水道や浄化槽に係る事	水資源活用課 下水道担当	別館 庁舎裏
上水道の開栓や閉栓など	水道工務担当	

※市民生活課の今までの窓口業務に変更はありません。

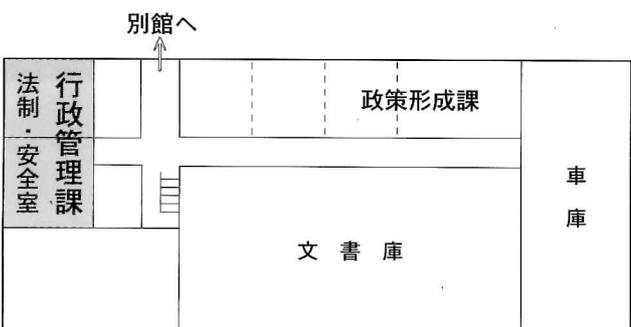
※福祉事務所に「福祉課」を設置しますが、窓口業務(いきいきプラザ1階)に変更はありません。



庁舎1階配置図



庁舎2階配置図



庁舎地階配置図